

真庭地域 循環型社会形成推進地域計画

真 庭 市
鏡 野 町
美 咲 町
新 庄 村

平成 30 年 11 月 8 日
令和元年 11 月 27 日 (変更)
令和 2 年 11 月 16 日 (変更)
令和 3 年 3 月 31 日 (変更)
令和 4 年 12 月 9 日 (変更)

目 次

真庭地域 循環型社会形成推進地域計画	2
1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	2
(1) 対象地域	2
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	2
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	3
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	3
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	4
(2) 生活排水の処理の現状	5
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	6
(4) 生活排水処理の目標	9
3 施策の内容	10
(1) 発生抑制, 再使用の推進	10
(2) 処理体制	11
(3) 処理施設等の整備	14
(4) 施設整備に関する計画支援事業	14
(5) その他の施策	15
4 本計画のフォローアップと事後評価	16
(1) 計画のフォローアップ	16
(2) 事後評価及び計画の見直し	16
添付資料 1 対象地域図	17
添付資料 2 ごみ及び生活排水の指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ	18
添付資料 3 地域内の施設現況と予定	20
添付資料 4 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ	22
添付資料 5 生活系ごみの排出区分(真庭市, 新庄村)	26
添付資料 6 現有処理施設の概要書	27
様式 1	29
様式 2	32
参考資料様式 3	33
参考資料様式 7	34
参考資料様式 8	35

真庭地域 循環型社会形成推進地域計画

真庭地域

平成 30 年 11 月 8 日

(変更) 令和元年 11 月 27 日

(変更) 令和 2 年 11 月 16 日

(変更) 令和 3 年 3 月 31 日

(変更) 令和 4 年 12 月 9 日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 : 真庭市, 新庄村, 美咲町, 鏡野町
面積 : 1054.76 km²
人口 : 51,112 人 (平成 29 年 10 月 1 日現在)

市町村名	真庭市	新庄村	美咲町 (一部地域)	鏡野町 (一部地域)	合計
面積 [km ²]	828.53	67.11	82.99	76.13	1054.76
人口 [人]	46,599	960	2,700	853	51,112

(2) 計画期間

本計画は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 6 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

真庭地域（以下、「本地域」という。）は、岡山県北部で中国山地のほぼ中央に位置し、北は鳥取県に接している。

本地域では、真庭市が管理する廃棄物処理施設において構成市町村の廃棄物の処理を行っており、焼却施設では構成市町村のうち新庄村のごみの受入れ、し尿処理施設では構成市町村の新庄村、美咲町（一部地域のみ）、鏡野町（一部地域のみ）のし尿の受入れを行っている。そのような状況の中で真庭市では、平成 28 年 2 月に「地域資源を活用した資源循環型のまちづくり」を基本理念とする真庭市一般廃棄物資源化等基本計画を策定し、環境先進都市を目標としたごみの減量・資源化を推進している。

本地域のごみ処理については、ごみの有料化や「小型家電」などの分別回収を図るなどごみの減量化・資源化を推進しており、今後もごみ減量化・資源化に関する周知・徹底を図るなど、構成市町村との連携も図りながらごみの減量化・資源化を推進していく計画である。

同様に生活排水の処理については、衛生処理の徹底と水環境の保全を図るため、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続を推進するとともに、下水道の整備が行われていない区域などは合併浄化槽の普及を促進していく計画である。

真庭市では、今後、更なる取組として生活系ごみ、事業系ごみに含まれる生ごみやし尿及び浄化槽汚泥などのバイオマス資源の液肥化等を推進し、総合計画の将来像にも掲げられている「地域資源の循環」を図ることとしている。バイオマス資源の液肥化に向け、平成 27 年 7 月よりメタン発酵プラントの実証試験を開始し、市民や事業者の協力を得ながら生ごみ等資源化施設整備に向けた調整を行っている。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

岡山県では、広域化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため「新岡山県ごみ処理広域化計画」を策定している。

本地域における真庭市と新庄村は高梁ブロックに位置付けられており、高梁ブロックごみ処理広域化対策協議会において広域化に向けた検討を進めてきた。平成 24 年度の協議会において『広域処理施設は整備しない方針とする』ことが決定したため、平成 25 年度以降については新庄村を含む真庭市での中間処理を継続する計画である。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本地域では、プラスチック製品は資源ごみに区分しており、そのうちプラマークがある商品の袋やフィルム等を「プラスチック容器包装類」、プラマークがないバケツやプランター等を「プラスチック製品（プラマーク無し）」として回収している。

本地域では、今後も継続してプラスチック製品の回収を行い、資源化を推進していく計画である。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

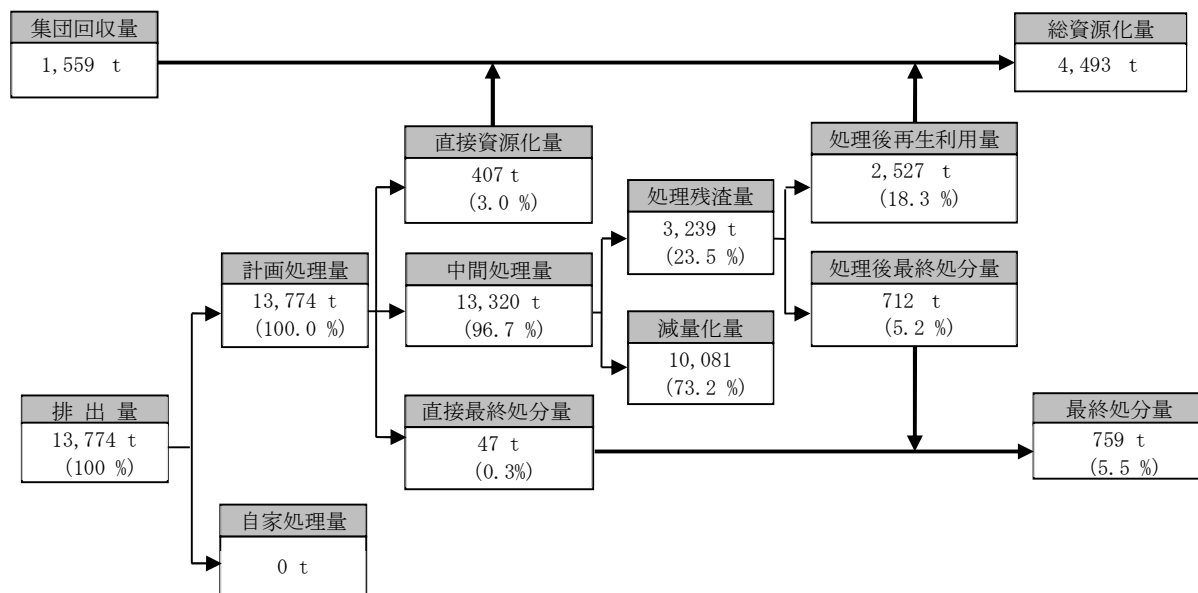
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

一般廃棄物の処理状況フロー（平成 29 年度）は、図 1 に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、15,333t であり、再生利用される「総資源化量」は 4,493t、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）÷（排出量＋集団回収量））は 29.3%である。

中間処理による減量化量は 10,081t であり、集団回収量を除いた排出量の 73.2%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 5.5%にあたる 759t が最終処分されている。

なお、中間処理量のうち、焼却処理量は 11,459 t となっており、クリーンセンターまにわでは温水の施設内利用を行っている。



※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。（割合表記の小数第 2 位で処理）

※真庭市、新庄村の処理状況を示す。

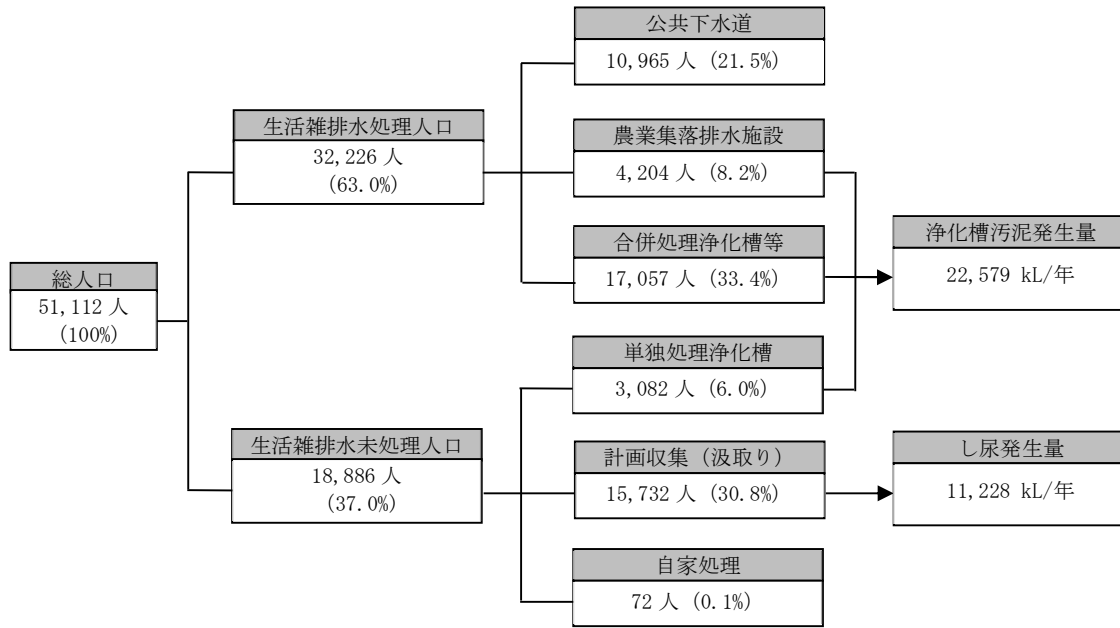
図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 29 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

生活排水の処理状況フロー（平成 29 年度）は、図 2 に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 51,112 人であり、生活雑排水処理人口（水洗化人口）は 32,226 人、汚水衛生処理率は 63.0%である。

し尿発生量は 11,228kL/年、浄化槽汚泥発生量は 22,579kL/年、処理・処分量（=収集・運搬量）は 33,807kL/年である。



※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。（割合表記の小数第 2 位で処理）

※真庭市，新庄村，美咲町（一部地域），鏡野町（一部地域）の処理状況を示す。

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 29 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。目標達成時の一般廃棄物の処理状況フローは図 3 に示すとおりである。

また、真庭市及び新庄村の減量化、再生利用に関する現状と目標は表 2～表 3、目標達成時の一般廃棄物の処理状況フローは図 4～図 5 に示すとおりである。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標（真庭市，新庄村合計）

指 標		現状（割合※ ¹ ） （平成 29 年度）	目標（割合※ ¹ ） （令和 7 年度）	
排 出 量	事業系	総排出量 1 事業所当たりの排出量※ ²	4,528 t 1.69 t/事業所	4,486t (-0.9%) 1.39t/事業所 (-17.8%)
	生活系	総排出量 1 人当たりの排出量※ ³	9,246 t 172.3 kg/人	8,374t (-9.4%) 121.5kg/人 (-29.5%)
	合計	事業系生活系排出量合計	13,774 t/年	12,860t/年 (-6.6%)
再生利用量	直接資源化量	407 t (3.0%)	1,339t (10.4%)	
	総資源化量	4,493 t (29.3%)	7,897t (53.7%)	
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	- MWh	1,050 MWh	
		- GJ	3,780 GJ	
最終処分量	埋立最終処分量	759 t (5.5%)	549t (4.3%)	

※¹ 排出量は現状に対する増減割合，直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合，総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合。

※²（1 事業所当たりの排出量） = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※³（1 人当たりの排出量） = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} × 10³ / (人口)

《用語の定義》

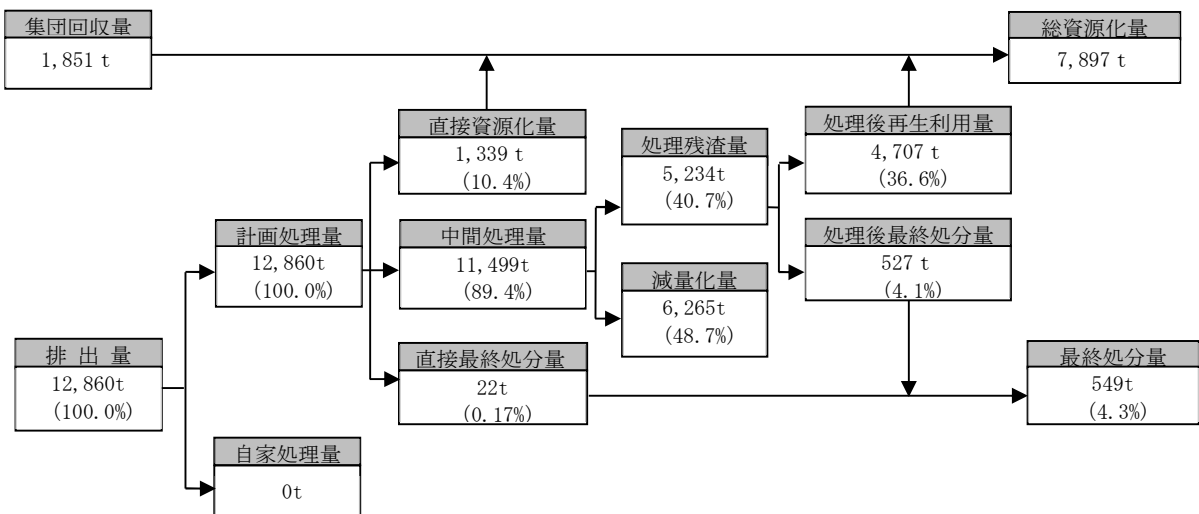
排 出 量：事業系ごみ，生活系ごみを問わず，出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

総資源化量：集団回収量，直接資源化量，中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※数値は四捨五入表記しているため，合計と一致しない場合がある。（割合表記の小数第 2 位で処理）

図 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（真庭市，新庄村合計：令和 7 年度）

表 2 減量化, 再生利用に関する現状と目標 (真庭市)

指 標		現状 (割合※ ¹) (平成 29 年度)	目標 (割合※ ¹) (令和 7 年度)	
排 出 量	事業系	総排出量 1 事業所当たりの排出量※ ²	4,522 t 1.71 t/事業所	4,480t (-0.9%) 1.44t/事業所 (-15.8%)
	生活系	総排出量 1 人当たりの排出量※ ³	9,086 t 173.0 kg/人	8,224t (-9.5%) 121.1kg/人 (-30.0%)
	合計	事業系生活系排出量合計	13,608 t/年	12,704t/年 (-6.6%)
再生利用量	直接資源化量	385 t (2.8%)	1,318t (10.4%)	
	総資源化量	4,450 t (29.3%)	7,857t(54.0%)	
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利 用量)	- MWh - GJ	1,050 MWh 3,780 GJ	
	最終処分量	埋立最終処分量	759 t (5.6%)	547t (4.3%)

※1 排出量は現状に対する増減割合, 直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合, 総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合。

※2 (1 事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1 人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} × 10³ / (人口)

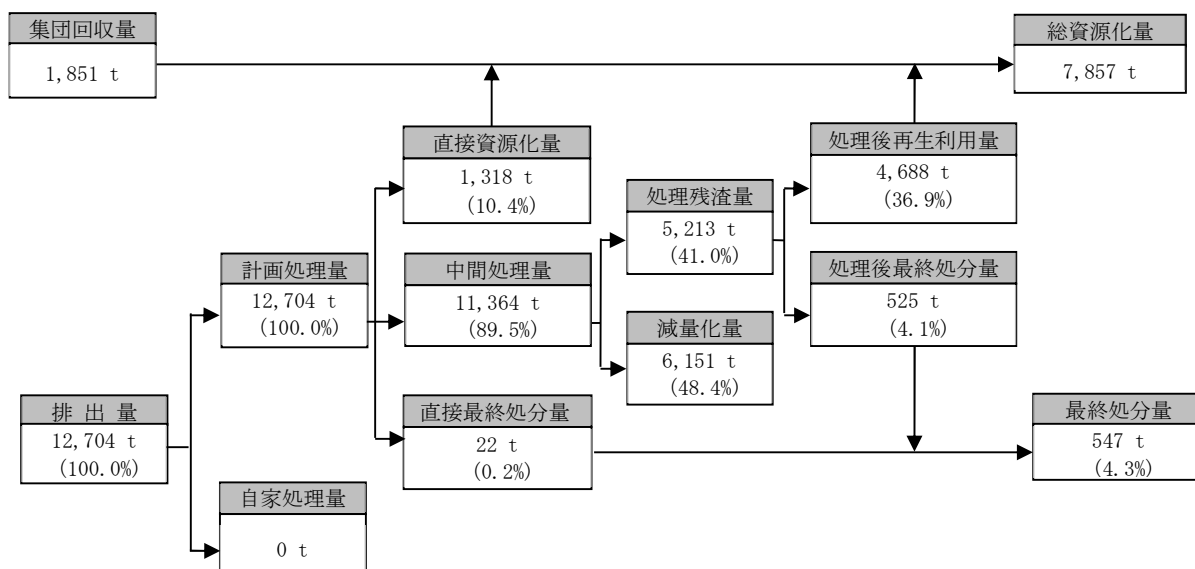


図 4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (真庭市: 令和 7 年度)

※数値は四捨五入表記しているため, 合計と一致しない場合がある。(割合表記の小数第 2 位で処理)

表 3 減量化, 再生利用に関する現状と目標 (新庄村)

指 標		現状 (割合※ ¹) (平成 29 年度)	目標 (割合※ ¹) (令和 7 年度)
排 出 量	事業系	総排出量 1 事業所当たりの排出量※ ²	6 t 0.13 t/事業所
	生活系	総排出量 1 人当たりの排出量※ ³	160 t 138.5 kg/人
	合計	事業系生活系排出量合計	166 t/年
再生利用量	直接資源化量	22 t (13.3%)	21t (13.5%)
	総資源化量	43 t (25.9%)	40t(25.6%)
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利 用量)	- MWh - GJ	- MWh - GJ
最終処分量	埋立最終処分量	0 t (0.0%)	2t (1.3%)

※1 排出量は現状に対する増減割合, 直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合, 総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合。

※2 (1 事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1 人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} × 10³ / (人口)

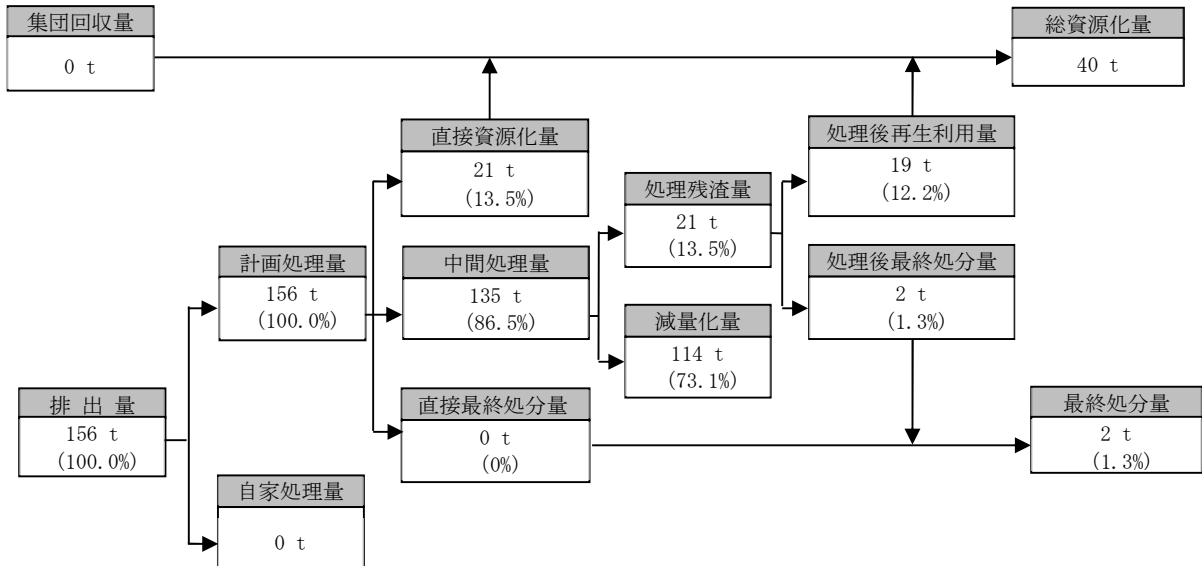


図 5 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (新庄村：令和 7 年度)

※数値は四捨五入表記しているため, 合計と一致しない場合がある。(割合表記の小数第 2 位で処理)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 4 及びに掲げる目標のとおり、公共下水道及び合併処理浄化槽による整備を進めていくものとする。目標達成時の生活排水の処理状況フローは図 6 に示すとおりである。

表 4 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成 29 年度実績	令和 7 年度目標
処理形態別人口	公 共 下 水 道	10,965 人 (21.5 %)	15,408 人 (34.1 %)
	農 業 集 落 排 水 施 設	4,204 人 (8.2 %)	3,703 人 (8.2 %)
	合 併 処 理 浄 化 槽 等	17,057 人 (33.4 %)	17,289 人 (38.2 %)
	未 処 理 人 口	18,886 人 (37.0 %)	8,850 人 (19.6 %)
	合 計	51,112 人 (100.0 %)	45,250 人 (100.0 %)
し尿・汚泥の量	汲 取 り し 尿 量	11,228 kL	5,618 kL
	浄 化 槽 汚 泥 量	22,579 kL	23,992 kL
	合 計	33,807 kL	29,610 kL

※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。(割合表記の小数第 2 位で処理)

※真庭市、新庄村、美咲町（一部地域）、鏡野町（一部地域）の処理状況を示す。

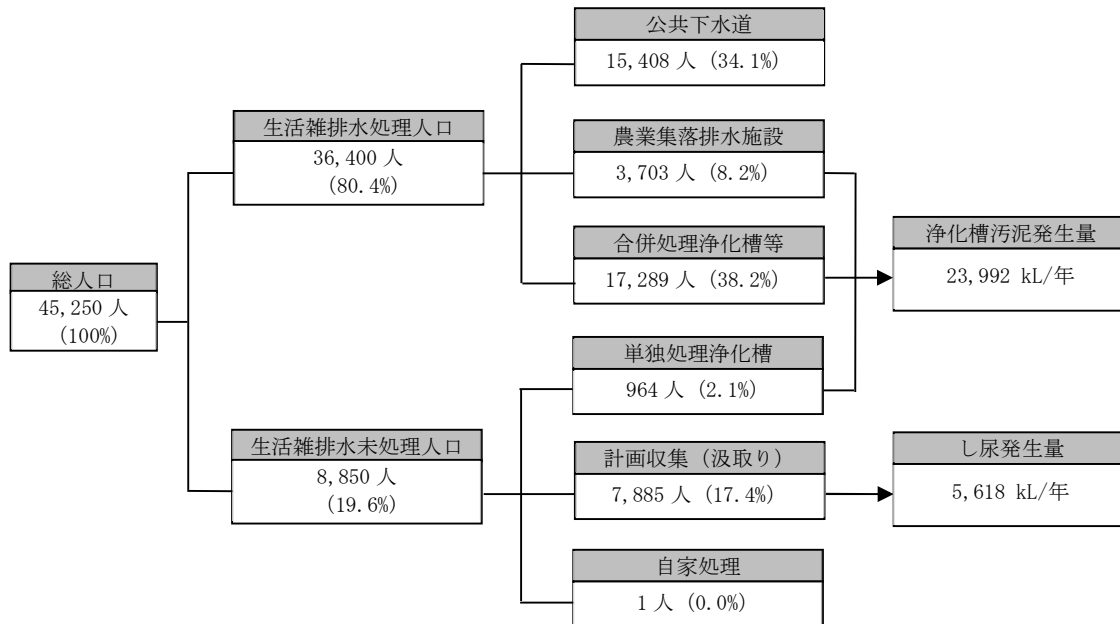


図 6 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和 7 年度）

※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。(割合表記の小数第 2 位で処理)

※真庭市、新庄村、美咲町（一部地域）、鏡野町（一部地域）の処理状況を示す。

3 施策の内容

(1) 発生抑制, 再使用の推進

発生抑制や再使用等に関する施策については、真庭市、新庄村で定め、それぞれ施策を推進していくものとし、施策を進める上で相互の連携が必要なものについては協力・調整を図るものとする。

ア 有料化

真庭市、新庄村では生活系ごみ及び事業系ごみについて排出者に処理費負担を実施している。今後、資源化できるものを適切に分別することに対してインセンティブが働くように、ごみ処理手数料の適正化を検討する。

イ 環境教育, 普及啓発, 助成

分別方法等の広報及びホームページへの掲載やごみカレンダーの作成を行うとともに、個別のごみ分別チラシ等を作成し、住民の方により分かりやすい形で分別排出に係る情報を提供する。また、家庭や事業所で実施することができる減量化方法についても、広報紙等を活用し、情報提供する。

真庭市では、平成 27 年度から、小学校 4 年生の社会科の中で 3R や資源循環について学べる時間を設けており、今後ともこの取組を推進する。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

レジ袋削減に向けた取組を実施するよう販売店に働きかけていくとともに、住民に対し、レジ袋削減の必要性やマイバッグの持参などと呼び掛ける。

また、販売店に対し、過剰包装の自粛を呼びかけるとともに、住民に対しては、簡易包装の選択を呼びかけ、包装材の減量化に努める。

エ 使い捨て商品の使用抑制, 詰め替え製品の利用促進

住民に対し、使い捨て製品の使用を抑制し詰め替え製品を積極的に購入する等、ごみになるものを受け取らない生活、物を大切に生活スタイルを心掛けるよう呼びかける。

オ 事業系ごみ減量化・資源化に関する指導の徹底

事業所に対し、減量化及び資源化の指導を徹底する。また、規模が小さい事業所から排出されるごみは、生活系ごみのステーションに排出されているものもあると推測されることから、適正排出・処理について指導する。

カ リサイクルプラザまにわ・リユースプラザ醍醐の里を活用した減量化の推進

真庭市では、リサイクルプラザまにわ及びリユースプラザ醍醐の里において、家庭で不用になった家具や生活関連用品等の再使用可能なものを受け入れ、それらを必要とする市民等に譲渡している。今後とも、これらの拠点を活用した減量化を推進する。

キ 生ごみの資源化

真庭市では、第2次真庭市総合計画に基づき、生ごみの分別収集を行い、液肥化等の原料として有効利用する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については表5に示すとおりである。

生活系ごみについては、ごみ有料化を実施し、ごみの減量化を推進している。また、真庭市では、平成26年4月より分別の一部を変更し、アルミ缶・スチール缶、プラスチック製品（プラマークなし）、小型家電を資源ごみとして回収、平成26年10月より燃えるごみに含まれていた雑がみを資源ごみの古紙類として回収を行い、資源化の推進を図っている。

真庭市では、今後、真庭市生ごみ等資源化施設整備後の令和6年10月より生ごみ分別回収を行い、生ごみをはじめとするバイオマス資源の液肥化を推進する計画である。なお、平成27年7月よりメタン発酵プラントの実証試験を開始し、真庭市の一部の地区で生ごみのモデル回収を行い、真庭市全域への拡大に向けて調整を行っている。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、各事業者が排出者責任で処理を行わなければならないとの認識を持つとともに、ごみについての減量化を効果的に推進するよう各事業者や経営者に要請、指導を行っていく。

事業系ごみについては、基本的に生活系ごみの分別区分に準じ、処理・処分を行っていくものとする。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、本地域の一般廃棄物処理施設では産業廃棄物の受け入れは行っていない。今後も産業廃棄物については事業者の責任で処理することを指導し、本地域における一般廃棄物処理施設での受け入れは行わない。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続推進を図るものとする。また、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備区域以外については、浄化槽設置整備事業によりし尿汲取り家庭やみなし浄化槽の設置者について、合併処理浄化槽への転換を推進するものとする。

なお、本地域で処理を行っているし尿及び浄化槽汚泥については、真庭市生ごみ等資源化施設整備後の令和6年10月以降は、真庭市生ごみ等資源化施設で液肥化を行うものとする。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇真庭市において令和6年10月より竣工する真庭市生ごみ等資源化施設において効率的なバイオマス資源の液肥化を行っていく。
- ◇真庭市が管理する3施設ある焼却施設の集約化について検討を進めていく。
- ◇新たな最終処分場の整備に向けた検討を進めていく。
- ◇公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続推進を図るとともに、下水道等の整備済区域以外及び下水道事業等の認可又は採択のあった区域以外については、浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽の設置を推進する。
- ◇令和5年度から、下水道等の集合処理区域外と下水道等の集合処理区域のうち、整備済区域及び下水道事業等の認可又は採択のあった区域以外について、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型浄化槽の設置者へ補助金を交付する。

表 5 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

分別区分		現状（平成 29 年度）			
		処理方法	処理施設		処理実績 (t/年)
			一次処理	二次処理	
燃えるごみ		焼却	真庭北部クリーンセンター クリーンセンターまにわ コスモスクリーンセンター	資源化（再生業者） 真庭市一般廃棄物処理施設	11,284
燃えないごみ	ガラス・陶磁器類	破碎・選別		資源化（再生業者） 真庭市一般廃棄物処理施設	364
	金属類（小）	破碎・選別			
	蛍光管類	保管			
粗大ごみ		破碎・選別			818
資源ごみ	アルミ缶・スチール缶	選別・圧縮		資源化（再生業者）	1,308
	無色透明のビン	保管			
	茶色のビン	保管			
	その他の色のビン	保管			
	ペットボトル	選別・圧縮			
	プラスチック容器包装類	保管			
	プラスチック製品（プラマーク無し）	保管			
	小型家電	保管			
	乾電池	保管			
	古紙類	保管			

分別区分		今後（令和 6 7 年度）			
		処理方法	処理施設		処理実績 (t/年)
			一次処理	二次処理	
燃えるごみ		焼却	真庭北部クリーンセンター クリーンセンターまにわ コスモスクリーンセンター	資源化（再生業者） 真庭市一般廃棄物処理施設	6,550
燃えないごみ	ガラス・陶磁器類	破碎・選別		資源化（再生業者） 真庭市一般廃棄物処理施設	488
	金属類（小）	破碎・選別			
	蛍光管類	保管			
粗大ごみ		破碎・選別			1,147
資源ごみ	アルミ缶・スチール缶	選別・圧縮		資源化（再生業者）	2,097
	無色透明のビン	保管			
	茶色のビン	保管			
	その他の色のビン	保管			
	ペットボトル	選別・圧縮			
	プラスチック容器包装類	保管			
	プラスチック製品（プラマーク無し）	保管			
	小型家電	保管			
	乾電池	保管			
	古紙類	保管			
生ごみ	液肥化	真庭市生ごみ等資源化施設	液肥化（農地利用）	2,591	

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)に示す処理体制で処理を行うために必要な施設は表6に示すとおりである。

表6 整備する廃棄物処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	(仮称)真庭市生ごみ等資源化施設	(仮称)真庭市生ごみ等資源化施設整備事業	し尿：19kl/日 浄化槽汚泥：76kl/日 生ごみ：10t/日	真庭市内	令和2年度～ 令和6年度	-

【整備理由】

事業番号1：バイオマス資源の有効利用の促進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備を表7のとおり行う。

表7 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (平成28年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
2	浄化槽設置整備事業	874	238	704	令和3年度～ 令和6年度	-

(4) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)の施設整備に先立ち、表8のとおり計画支援事業を行う。

表8 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	(仮称)真庭市生ごみ等資源化施設整備事業 (事業番号1)に係る測量・地質調査業務	測量・地質調査	令和元年度
	(仮称)真庭市生ごみ等資源化施設整備事業 (事業番号1)に係る敷地造成設計業務	造成基本・実施設計	令和元年度
	(仮称)真庭市生ごみ等資源化施設整備事業 (事業番号1)に係る生活環境影響調査業務	生活環境影響調査	令和元年度
	(仮称)真庭市生ごみ等資源化施設整備事業 (事業番号1)に係るアドバイザー業務	PFI事業者選定	令和元年度～ 令和2年度

(5) その他の施策

その他、本地域の循環型社会の形成及び廃棄物の適正処理を推進するため、構成市町村毎に次の施策を実施していくものとし、施策を進める上で相互の連携が必要なものについては協力・調整を図るものとする。

ア 特別管理一般廃棄物の適正処理

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品のうち、廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法にのっとり処理、廃電子レンジについては、今後も販売店等での引取りを促進し、適正処理の徹底を行うものとする。

真庭市の焼却施設で発生するばいじんについては、適正処理を行った後、最終処分場に埋立処分する。

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進する。なお、在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、その他の在宅医療廃棄物の処理方法についても住民への啓発を行う。

イ 適正処理困難物の適正処理

本地域で取り扱いができない適正処理困難物は、販売店や専門業者に相談して適正に処理を行うことを住民や事業者に指導する。

ウ 不適正排出対策

違法な不用品回収業者に対し、県等と連携しながら指導を行う。

エ 不法投棄対策

不法投棄を防止するため以下の対策を検討する。

- 地域の町内会など一体となった啓発活動により、看板等の設置に努める。
- 住民、団体などの協力を得て、不法投棄の情報提供及び早期発見に努める。
- 警察との連携でパトロールを強化し、不法投棄の未然防止を図る。

オ 災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時に発生する廃棄物の処理について、「応急体制の整備」、「ごみ処理施設の耐震化」、「災害廃棄物の処理」などの内容をふまえて災害廃棄物処理計画（平成 30 年度策定）を策定し、災害対応力の向上に努める。

4 本計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

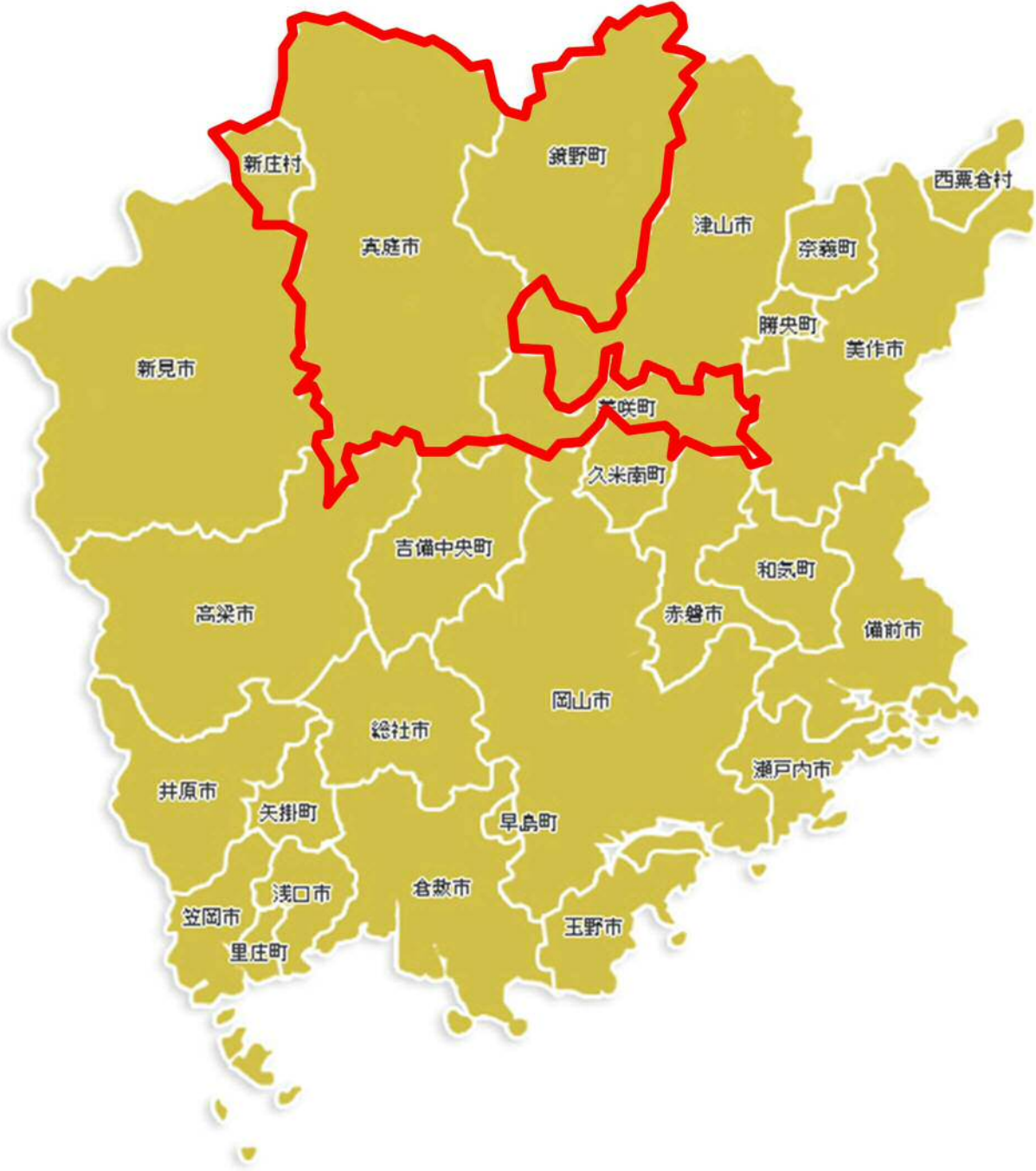
本地域では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、本地域の構成市町村、岡山県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

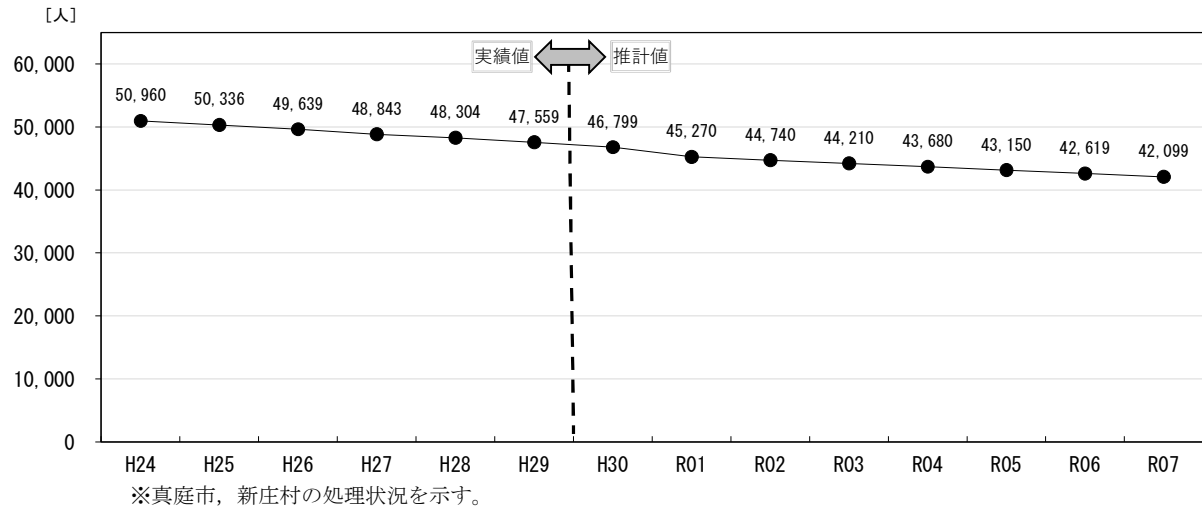
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

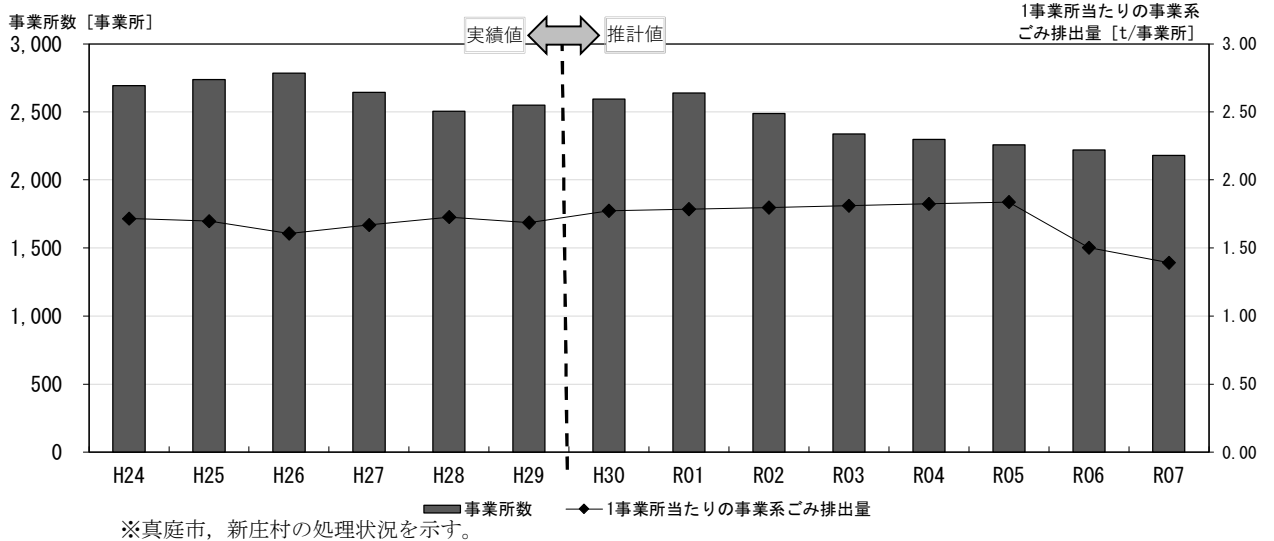
添付資料 1 対象地域図



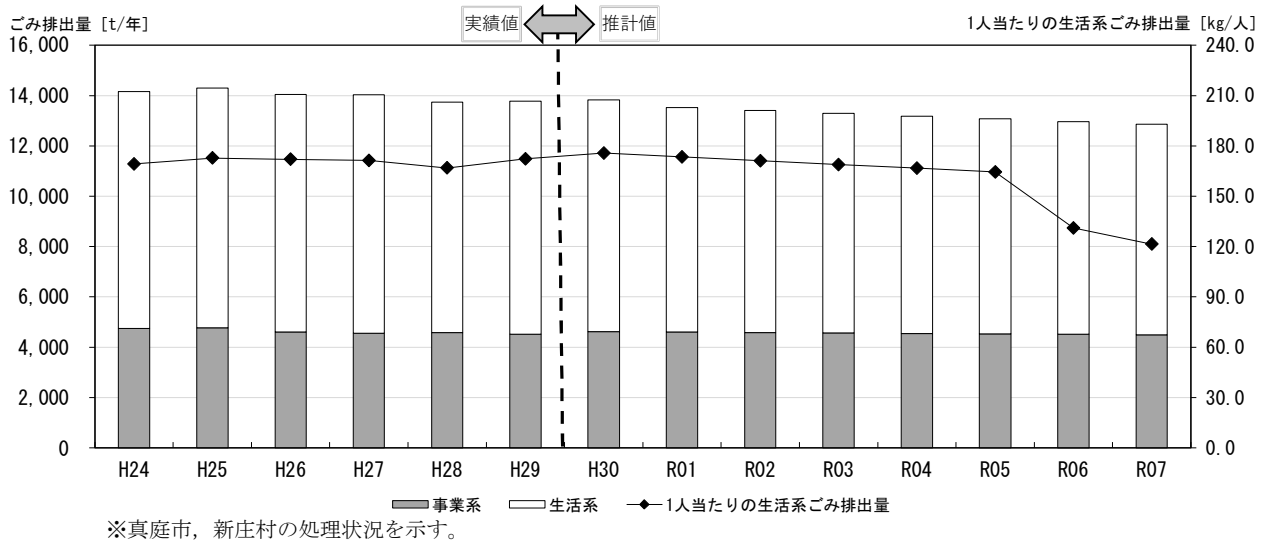
添付資料2 ごみ及び生活排水の指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ



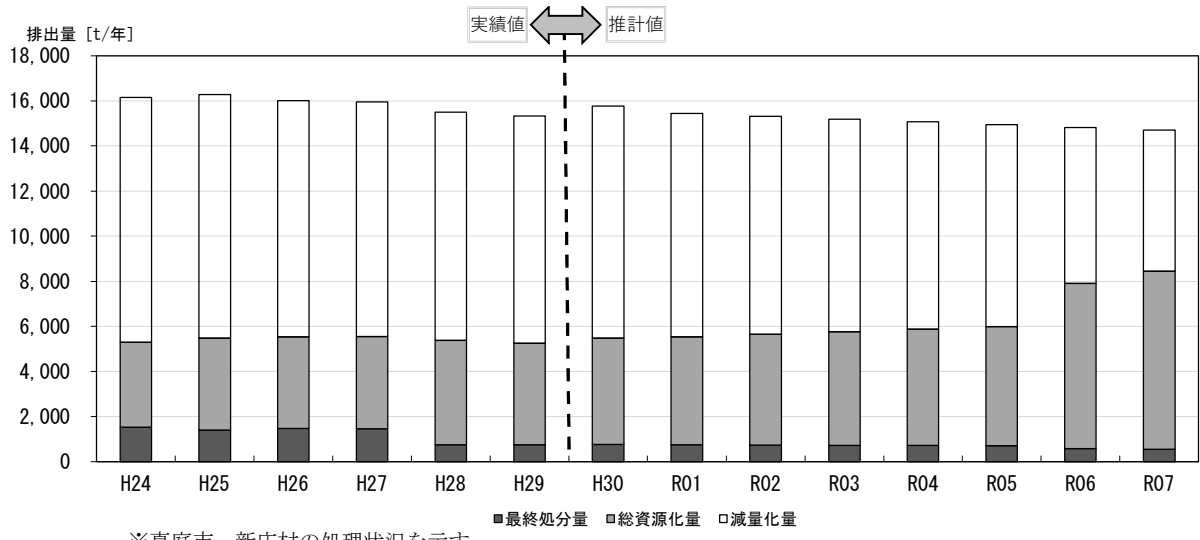
人口のトレンドグラフ



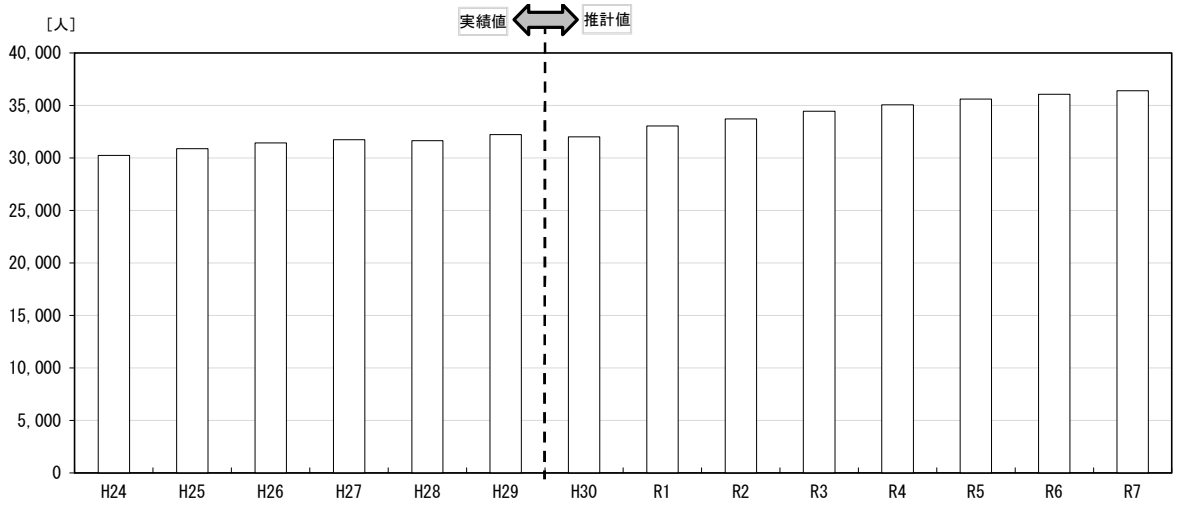
事業所数のトレンドグラフ



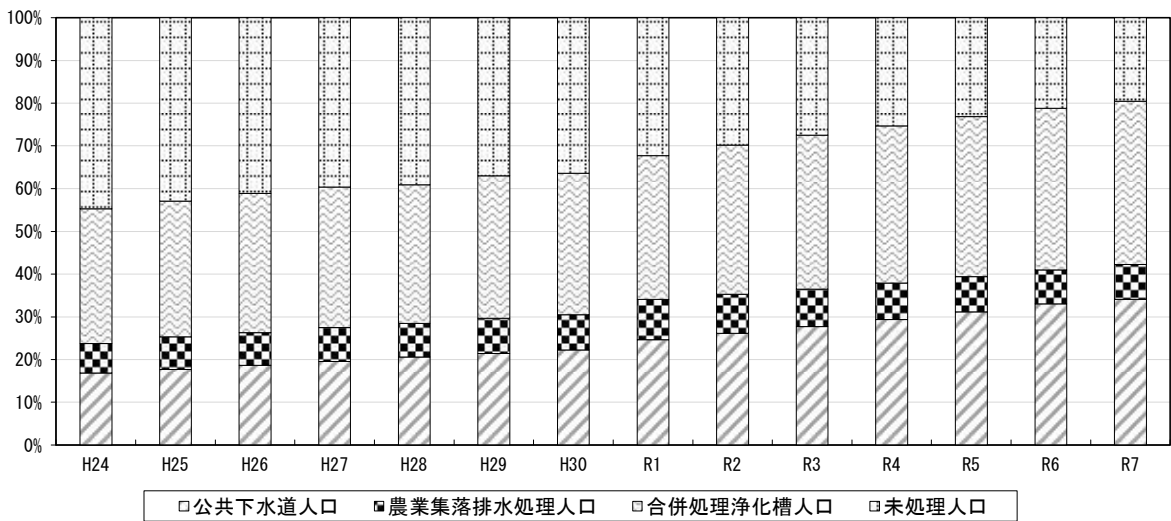
ごみ排出量の指標に関するトレンドグラフ



減量化量，総資源化量，最終処分量の指標に関するトレンドグラフ



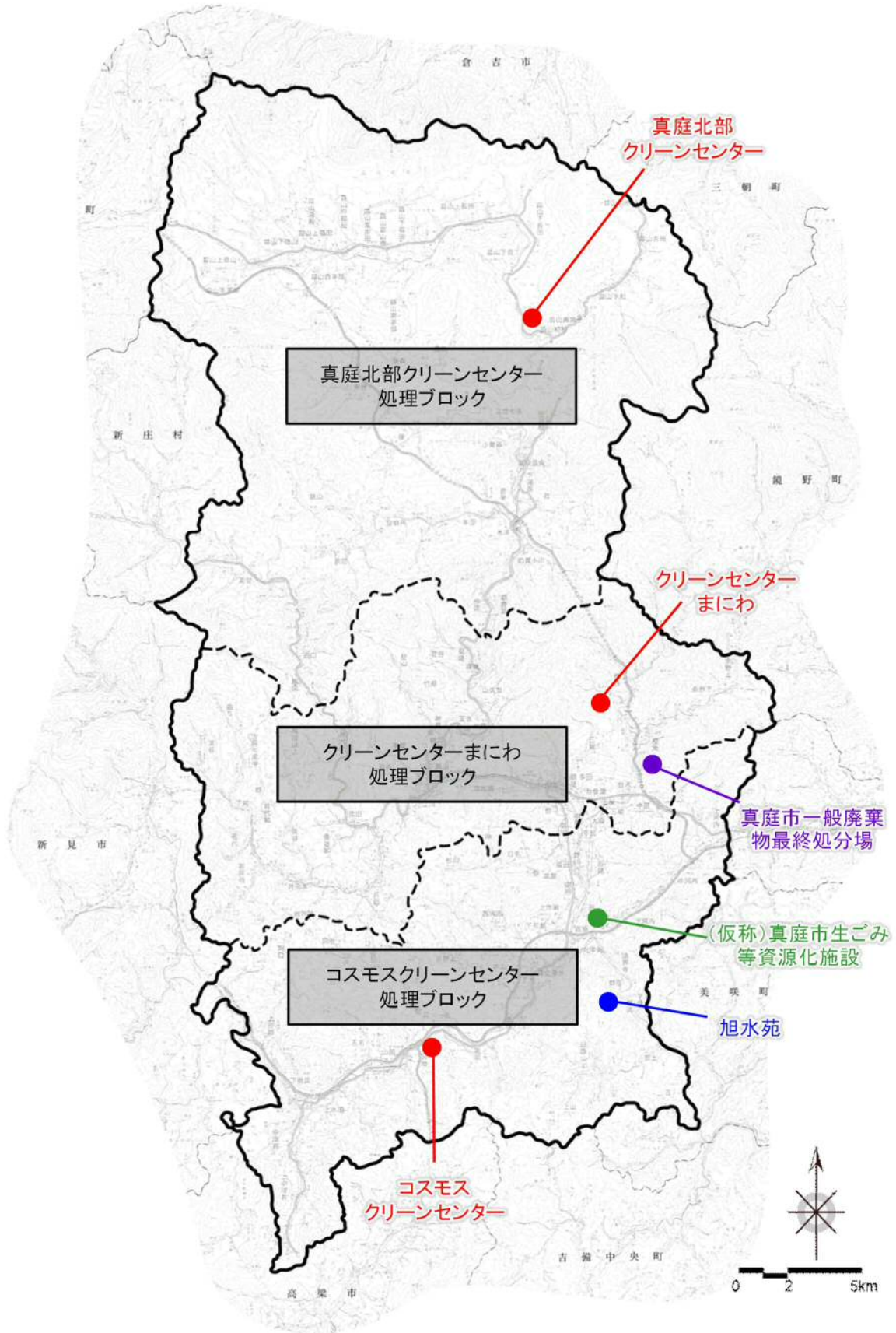
生活排水処理人口の推移

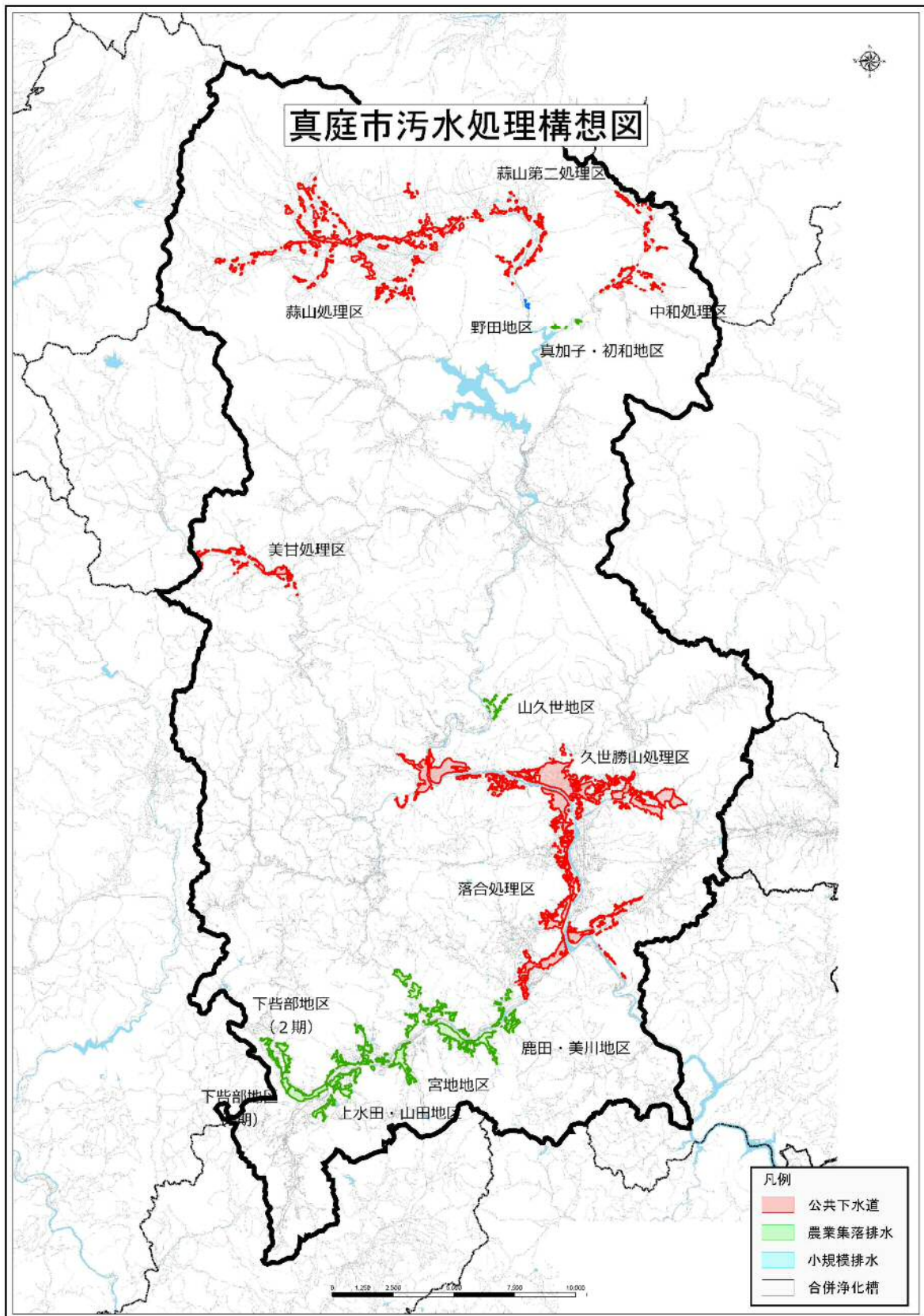


※真庭市，新庄村，美咲町（一部地域），鏡野町（一部地域）の処理状況を示す

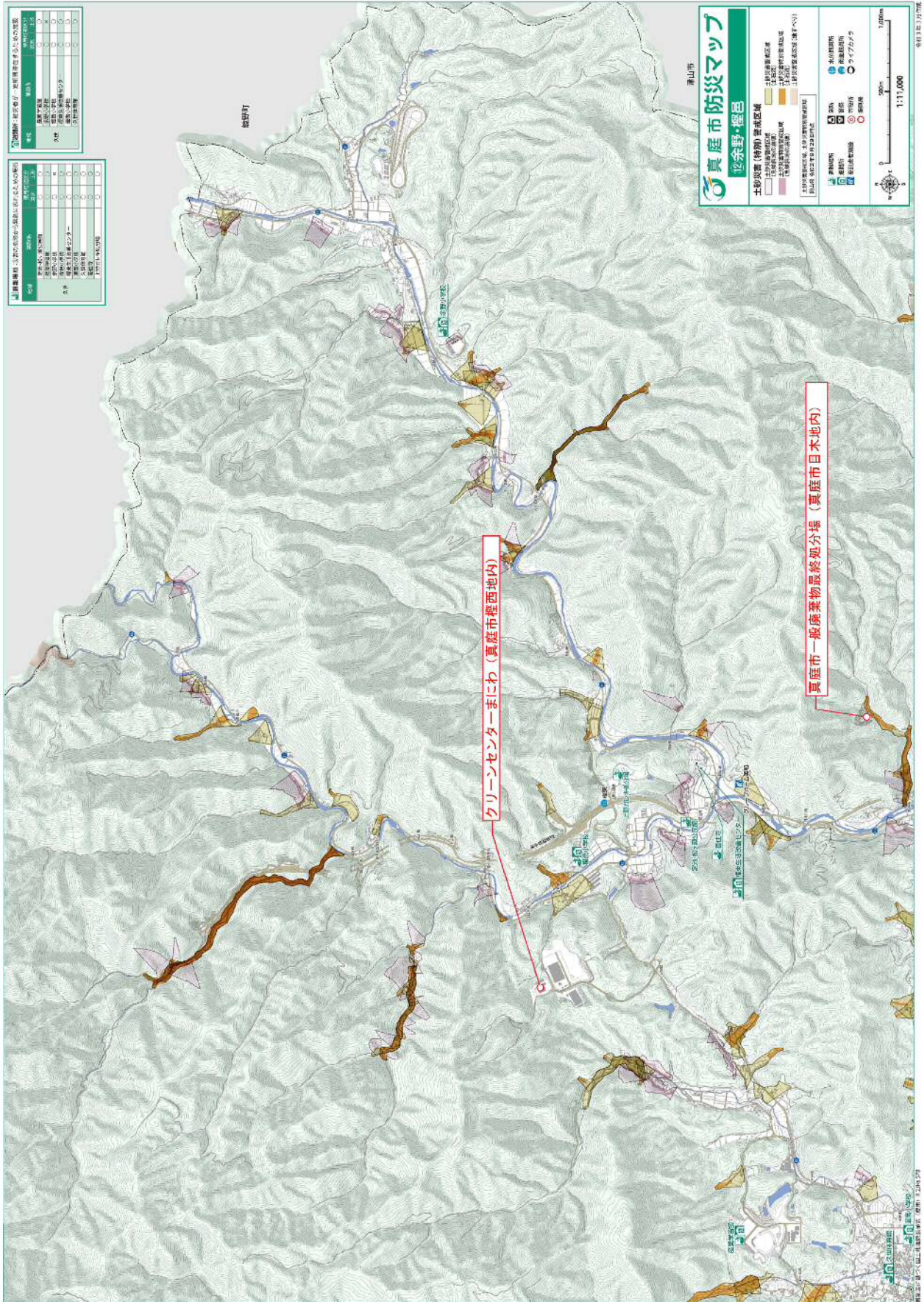
生活排水処理形態別 人口構成比の推移

添付資料3 地域内の施設現況と予定





※ 合併浄化槽の区域は公共下水道，農業集落排水，小規模排水以外の区域を示す。



① 避難所・避難経路・避難物資の確保状況

項目	確保状況
避難所	確保済
避難経路	確保済
避難物資	確保済
避難物資の確保状況	確保済
避難物資の確保状況	確保済
避難物資の確保状況	確保済
避難物資の確保状況	確保済
避難物資の確保状況	確保済
避難物資の確保状況	確保済
避難物資の確保状況	確保済

② 避難所・避難経路・避難物資の確保状況

項目	確保状況
避難所	確保済
避難経路	確保済
避難物資	確保済
避難物資の確保状況	確保済
避難物資の確保状況	確保済
避難物資の確保状況	確保済
避難物資の確保状況	確保済
避難物資の確保状況	確保済
避難物資の確保状況	確保済
避難物資の確保状況	確保済

真庭市防災マップ
 佐奈野郡
 真庭市

土砂災害(特別)警戒区域

- 高リスク土砂災害警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害警戒区域(特定)

避難所

- 避難所
- 避難所
- 避難所
- 避難所

避難経路

- 避難経路
- 避難経路
- 避難経路
- 避難経路

スケール

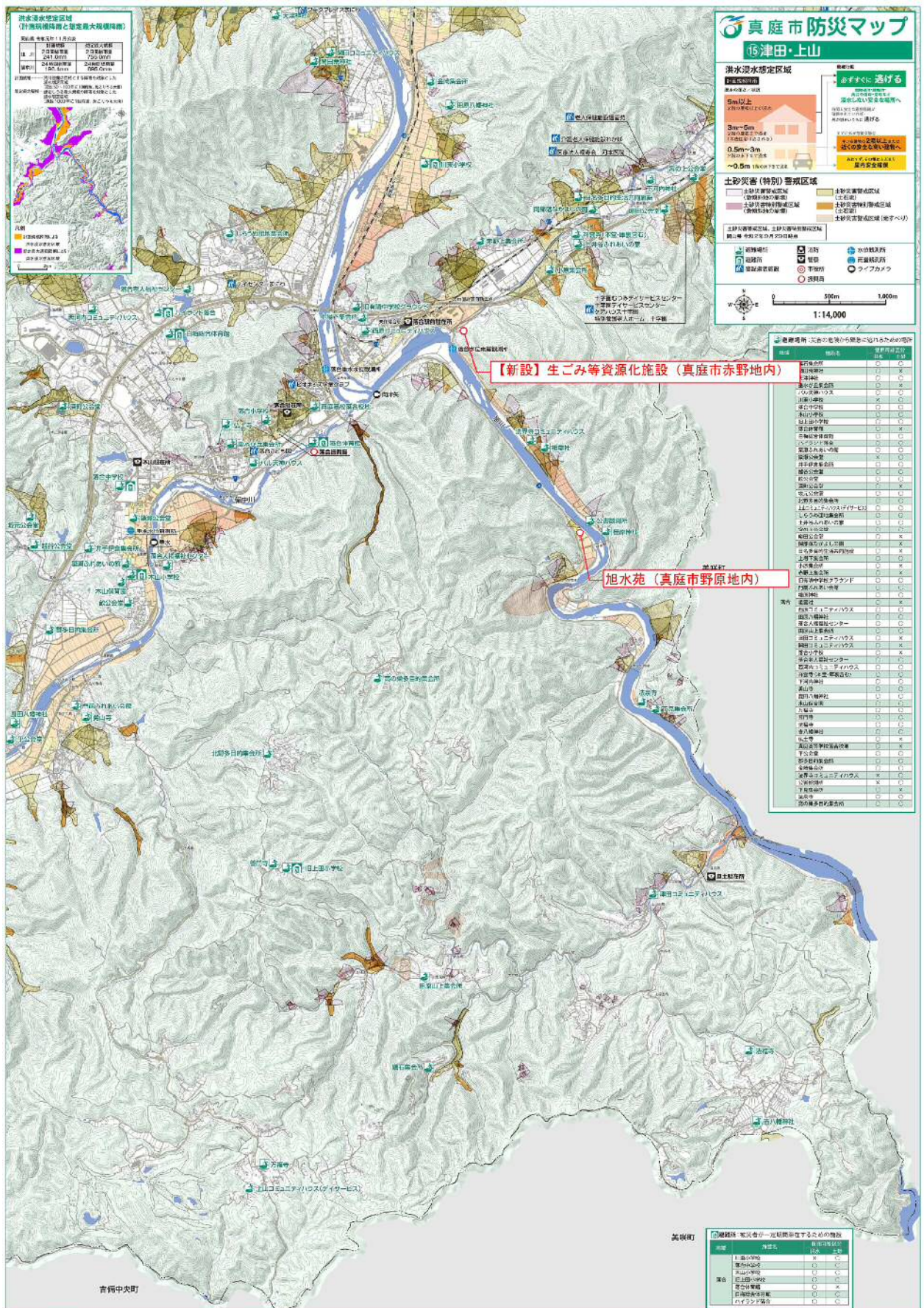
0 500m 1000m

1:11,000

令和3年12月現在

クリーンセンターまにわ (真庭市産西地内)

真庭市一般廃棄物最終処分場 (真庭市日木地内)



最新国土地院地図 (平成28年) 42815 578

令和3年3月現在

添付資料 5 生活系ごみの排出区分（真庭市，新庄村）

区 分		収集方法	収集頻度
燃えるごみ		燃えるごみ用袋	週 2 回
燃えないごみ	ガラス・陶磁器類	燃えないごみ用指定袋	月 1 回
	蛍光灯類		月 1～2 回
	金属類（小）		
資源ごみ	アルミ缶・スチール缶	資源ごみ用袋	月 2 回
	無色透明のビン		
	茶色のビン		
	その他の色のビン		
	ペットボトル	資源ごみ用袋	月 1～2 回
	プラスチック容器包装類	プラスチック・ペットボトル専用袋	月 2～3 回
	プラスチック製品（プラマーク無し）		
	小型家電	資源ごみ用袋	月 1～2 回
	乾電池	乾電池用の袋等	
	古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック，雑がみ） ※新庄村は雑がみ除く	ひも	
粗大ごみ（布団・家具類，金属類（大）） ※北部は金属類（大）のみ		粗大用札	月 1 回
使用済み食用油※新庄村を除く		ペットボトル等	年 2～3 回

添付資料 6 現有処理施設の概要書

【ごみ処理施設】

(1) 真庭北部クリーンセンター（ごみ焼却施設，圧縮処理施設）

	概 要	
所在地	真庭市蒜山初和 592-1	
主体名	真庭市	
竣工年度	平成 3 年度	
施設名	焼却施設	圧縮処理施設
処理方式	機械化バッチ燃焼式ストーカ炉	選別・圧縮
処理能力	20t/日（10t/8h×2 炉）	4t/日

(2) クリーンセンターまにわ（ごみ焼却施設，リサイクルプラザ）

	概 要	
所在地	真庭市樫西 290	
主体名	真庭市	
竣工年度	平成 11 年度	
施設名	焼却施設	リサイクルプラザ
処理方式	機械化バッチ燃焼式ストーカ炉	破砕・選別・圧縮
処理能力	30t/日（15t/8h×2 炉）	11t/日

(3) コスモスクリーンセンター（ごみ焼却施設，粗大ごみ処理施設）

	概 要	
所在地	真庭市宮地 631-3	
主体名	岡山県中部環境施設組合	
竣工年度	平成 6 年度	
施設名	焼却施設	粗大ごみ処理施設
処理方式	機械化バッチ燃焼式ストーカ炉	破砕・圧縮
処理能力	30t/日（15t/8h×2 炉）	10t/日

【最終処分場】

(4) 真庭市一般廃棄物処理施設（最終処分場）

	概 要	
所在地	真庭市目木 772 番地 107 外	
主体名	真庭市	
処理対象物	焼却残渣，破砕残渣	
埋立方式	準好気性埋立構造セル方式	
埋立容量	29,432m ³	
埋立開始年度	平成 11 年度	

【し尿処理施設】

(5) 旭水苑（し尿処理施設）

	概 要
所 在 地	真庭市野原 9-1
主 体 名	真庭市
処 理 対 象 物	し尿及び浄化槽汚泥
処 理 能 力	100kL/日（し尿：60kL/日，浄化槽汚泥：40kL/日）
稼 動 開 始 年 度	平成 6 年度

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	真庭地域	(2)地域内人口	51,112人	(3)地域面積	1,054.76km ²
(4)構成市町村等名	真庭市, 新庄村, 美咲町, 鏡野町	(5)地域の要件*	人口 面積	沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎	その他
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村:— 設立されていない場合、今後の見通し:現在, 予定なし				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		平成25年度					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和7年度				
排出量	事業系 総排出量(トン)	4,780	4,611	4,559	4,584	4,528	4,486(H29比-0.9%)				
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.70	1.61	1.67	1.73	1.69	1.39(H29比-17.8%)				
	生活系 総排出量(トン)	9,515	9,432	9,473	9,160	9,246	8,374(H29比-9.4%)				
	1人当たりの排出量(kg/人)	172.8	172.000	171.2	166.8	172.3	121.5(H29比-29.5%)				
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	14,295	14,043	14,032	13,744	13,774	12,860(H29比-6.6%)				
再生利用量	直接資源化量(トン)	428(3.0%)	424(3.0%)	438(3.1%)	430(3.1%)	407(3.0%)	1,339(10.4%)				
	総資源化量(トン)	4,089(28.4%)	4,054(28.9%)	4,088(29.1%)	4,622(33.6%)	4,493(32.6%)	7,897(53.6%)				
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	-	-	-	-	-	1,050				
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	3.78				
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	1,394(9.8%)	1,480(10.5%)	1,459(10.4%)	760(5.5%)	759(5.5%)	549(4.3%)				

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料2)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
焼却施設	真庭北部クリーンセンター	真庭市	機械式バッチ燃焼式ストーカ炉	10t/8h×2炉	H3.3	未定	未定	浸水想定区域外	
焼却施設	クリーンセンターまにわ	真庭市	機械式バッチ燃焼式ストーカ炉	15t/8h×2炉	H11.10	未定	未定	浸水想定区域外	
焼却施設	コスモスクリーンセンター	岡山県中部環境施設組合	機械式バッチ燃焼式ストーカ炉	15t/8h×2炉	H6.3	未定	未定	浸水想定区域外	
圧縮処理施設	真庭北部クリーンセンター	真庭市	選別・圧縮	4t/8h	H3.3	未定	未定	浸水想定区域外	
リサイクルプラザ	クリーンセンターまにわ	真庭市	破碎・選別・圧縮	11t/8h	H11.10	未定	未定	浸水想定区域外	
粗大ごみ処理施設	コスモスクリーンセンター	岡山県中部環境施設組合	破碎・圧縮	10t/8h	H6.3	未定	未定	浸水想定区域外	
最終処分場	真庭市一般廃棄物最終処分場	真庭市	管理型	29,432m ³	H11.3	未定	未定	浸水想定区域外	
し尿処理施設	旭水苑	真庭市	高付加脱素処理方式+高度処理	100kl/日	H6.11	未定	未定	ハザードマップ上では浸水深0.5mの区域にあるが、施設は浸水想定区域外である対岸の堤防と同等の高さまでかさ上げがされている。仮に施設が稼働不可となった場合は、近隣の市町村との災害協定で対応する。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
有機性廃棄物リサイクル施設	(仮称)真庭市生ごみ等資源化施設	真庭市	湿式方式中温発酵	し尿:19kl/日 浄化槽汚泥:76kl/日 生ごみ:10t/日	R6.4 10	バイオマス資源の利活用の推進	-	-	浸水想定区域外	×	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和7年度
総人口		54,125	53,389	52,546	51,979	51,112	45,250
公共下水道	汚水衛生処理人口(人) 汚水衛生処理率(%)	9,559	9,952	10,702	9,670	10,965	15,408 34.1%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口(人) 汚水衛生処理率(%)	17.70%	18.60%	20.40%	18.60%	21.50%	3,703 8.2%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口(人) 汚水衛生処理率(%)	4,159	4,082	4,220	4,095	4,204	17,289 38.2%
未処理人口	汚水衛生未処理人口(人)	7.70%	7.60%	8.00%	7.90%	8.20%	8,850

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料2)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容(平成28年度)			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	真庭市	874基	2,734人	平成14年8月	238基	704人	令和7年度	

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料3)

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考		
			単位		開始	終了	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
○有機性廃棄物リサイクル推進に関する事業							5,328,895	0	72,875	1,416,540	1,304,210	2,190,620	344,650	3,080,319	0	60,412	1,082,046	725,969	1,211,892	0	
(仮称)真庭市生ごみ等資源化施設整備事業	1	真庭市	105	kl・t/日	R2	R6	5,328,895	0	72,875	1,416,540	1,304,210	2,190,620	344,650	3,080,319	0	60,412	1,082,046	725,969	1,211,892	0	
○浄化槽に関する事業							168,428	0	0	32,248	30,544	52,818	52,818	125,807	0	0	21,820	21,319	41,334	41,334	
浄化槽設置整備事業	2	真庭市	238	基	R3	R6	168,428	0	0	32,248	30,544	52,818	52,818	125,807	0	0	21,820	21,319	41,334	41,334	
○施設整備に関する計画支援事業							49,049	41,745	7,304	0	0	0	0	49,049	41,745	7,304	0	0	0	0	
(仮称)真庭市生ごみ等資源化施設整備事業	1	真庭市			R1	R2	49,049	41,745	7,304	0	0	0	0	49,049	41,745	7,304	0	0	0	0	
合計							5,546,372	41,745	80,179	1,448,788	1,334,754	2,243,438	397,468	3,255,175	41,745	67,716	1,103,866	747,288	1,253,226	41,334	

施設概要（有機性廃棄物リサイクル施設系）

都道府県名 岡山県

(1) 事業主体名	真庭市
(2) 施設名称	(仮称) 真庭市生ごみ等資源化施設
(3) 工期	令和2年度～令和6年度
(4) 施設規模	し尿：19kl/日，浄化槽汚泥：76kl/日，生ごみ：10t/日
(5) 形式及び処理方式	湿式方式 中温発酵
(6) 地域計画内の役割	生ごみ及びし尿，浄化槽汚泥などのバイオマス資源の液肥化（メタン発酵を行う際の副産物として処理される消化液を農地に還元するもの）を図り，真庭市における「地域資源の循環」を推進する。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/>

「ごみ堆肥化施設」を整備する場合

(8) 堆肥の利用計画	—
-------------	---

「ごみ飼料化施設」を整備する場合

(9) 飼料の利用計画	—
-------------	---

(10) 事業計画額	5,328,895 千円 うち、交付対象事業費 3,080,319千円
------------	--

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 岡山県

(1) 事業主体名	真庭市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置整備事業を実施する。 下水道等の集合処理区域のうち、整備済区域以外及び下水道事業等の認可又は採択のあった区域以外について、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型浄化槽の設置者へ補助金を交付する。 令和5年度から、下水道等の集合処理区域外と下水道等の集合処理区域のうち、整備済区域及び下水道事業等の認可又は採択のあった区域以外について、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型浄化槽の設置者へ補助金を交付する。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間)	令和3年度～令和6年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費 125,807千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (704人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	67基 (216人分)	23,880	34,640	23,880
6～7人槽	168基 (468人分)	74,190	105,396	74,190
8～10人槽	2基 (15人分)	1,175	1,483	1,175
11～20人槽	1基 (5人分)	1,092	1,439	1,092
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	62基	18,600	18,600	18,600
撤去費	63基	6,870	6,870	6,870
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長 寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	238基 (704人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	125,807	168,428	125,807

計画支援概要

都道府県名 岡山県

(1) 事業主体名	真庭市			
(2) 事業目的	(仮称) 真庭市生ごみ等資源化施設整備事業のため			
(3) 事業名称	(仮称) 真庭市生ごみ等資源化施設整備事業(事業番号1)に係る測量・地質調査業務	(仮称) 真庭市生ごみ等資源化施設整備事業(事業番号1)に係る敷地造成設計業務	(仮称) 真庭市生ごみ等資源化施設整備事業(事業番号1)に係る生活環境影響調査業務	(仮称) 真庭市生ごみ等資源化施設整備事業(事業番号1)に係るアドバイザー業務
(4) 事業期間	令和元年度	令和元年度	令和元年度	令和元年度～令和2年度
(5) 事業概要	測量・地質調査	造成基本・実施設計	生活環境影響調査	PF1 事業者選定
(6) 事業計画額	15,939 千円 うち、交付対象事業費 15,939 千円	11,000 千円 うち、交付対象事業費 11,000 千円	6,160 千円 うち、交付対象事業費 6,160 千円	15,950 千円 うち、交付対象事業費 15,950 千円